

障害福祉サービス事業者等における事故発生時の報告取扱要領

第1 目的

この要領は、「高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和3年3月26日条例第4号）」等で規定する事故発生時の報告の取り扱いについて定める。

第2 報告対象者

次に掲げるいずれかの事業を実施する事業者（以下、指定障害福祉サービス事業者等という。）とする。

- ① 指定障害福祉サービス
- ② 指定障害者支援施設
- ③ 指定障害児通所支援
- ④ 指定障害児入所施設
- ⑤ 指定一般相談支援

第3 報告をする事故等の範囲

報告すべき事故等の範囲は、以下のとおりとする。

- (1) サービス提供中に利用者が死亡、ケガ又は失踪したとき
 - ① 職員が行う送迎、通院等の間や利用者が事業所内にいる間に発生した場合は、全て報告対象となる。
 - ② 「死亡」には、病状悪化等による死亡は除くが、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、報告する。
 - ③ ケガの程度は、外部の医療機関で治療を受けた場合とするが、擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。
 - ④ 事業者側の責任や過失の有無は問わず、利用者自身に起因するもの及び第三者によるものを含む。
 - ⑤ 「失踪」とはサービスの提供中に、利用者の所在が不明となり、警察への通報、捜索を要する場合をいう。
- (2) 誤薬が発生したとき

誤薬とは他の利用者の薬を誤って与薬した場合、与薬の時間、用法又は用量を誤った場合及び与薬を忘れた場合をいう。
- (3) 食中毒又は感染症が発生したとき

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に定めるもののうち、原則として一類感染症、二類感染症、三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症をいう。
- (4) 利用者の処遇に影響のあることが発生したとき

職員（従業者）の法律違反・不祥事等の発生により、利用者の処遇に影響のあるものについて報告する。
- (5) 火災、震災、風水害その他これらに類する災害によりサービス提供に影響する重大な事故が発生したとき
- (6) その他事業所等の長が必要と認めた場合

第4 報告先

指定障害福祉サービス事業者等は、事故等が発生した場合、次に掲げる機関に報告をする。

- (1) 県障害福祉課
- (2) 利用者の支給決定等の実施主体の市町村等又は管轄の児童相談所（県内であれば中央児童相談所または幡多児童相談所）

第5 報告の手順

事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに第4に定める機関へ報告する。

また、当該報告のほか、関連する法等に定める届出又は報告義務がある場合は、これに従うこと。

(1) 第一報

事業者は、事故等が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに、第4に定める機関に報告書を提出する。

なお、報告書の様式は、別添「障害福祉サービス事業者等事故等報告書」を標準とするが、市町村等へ報告する場合について、別途市町村等が定める様式がある場合は、それに従うこと。

また、利用者の死亡、失踪又は利用者の多数に影響を与えることが発生した場合等、緊急性の高いものについては、電話又はファックスにより事故等発生の第一報の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する。

(2) 途中経過及び最終報告

指定障害福祉サービス事業者等は、事故処理が長期化する場合は、少なくとも2月に1回、途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、報告書を提出する。

附 則

この要領は平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領は平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領は令和6年10月8日から適用する。